建情第 1055 号 平成23年 1月21日

各建設業団体の長 北海道行政書士会長

北海道建設部建設管理局建設情報課長

経営事項審査の改正に伴う施行日前後の取扱いについて

日頃から北海道の建設行政に対し、ご支援・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 さて、平成23年4月1日より、経営事項審査が改正され、新しい基準による審査が始まります。 つきましては、次のとおり取扱いますので、貴傘下団体及び会員の方へご周知願います。

記

1 旧基準による経営事項審査の取扱い

原則、旧基準による経営事項審査申請については、平成23年2月28日(月)を以て受付を終了します。

ただし、平成23年3~4月中に経審の有効期限が切れる場合(直近の審査基準日が平成21年8~9月中)においても、遅くとも平成23年3月11日(金)までに申請窓口である各総合振興局等にて申請受理されるよう、よろしくお願いします。

また、結果通知書については、3月中(予定)に申請者あて発送致します。

2 新基準による経営事項審査の取扱い

平成23年4月1日以降、申請窓口である各総合振興局等にて申請受理したものについては、すべて新基準となります。

また、結果通知書については、5月以降(予定)に発送致します。

(担当:建設業G主査(建設業審査))